

お知らせ

「平成23年（2011年）東北地方太平洋沖地震」に伴う

茨城県の大雨警報・注意報基準の暫定基準の変更について

平成23年3月14日付お知らせのとおり、「平成23年（2011年）東北地方太平洋沖地震」による地盤の緩みを考慮し、大雨警報・注意報の発表基準（土壌雨量指数基準）を引き下げて運用しているところですが、観測された震度について精査を進めたところ、一部の観測点において地震情報で発表した震度とは異なる結果が得られました。

このため、今回の精査の結果と災害の発生状況を考慮し、下記2市について暫定基準を変更することとしますのでお知らせします。

記

○暫定基準を変更設定する市

暫定割合7割から5割：神栖市、常総市

なお、引き続き震度及び地震後の降雨と土砂災害発生との関係を調査し、必要に応じて暫定基準を変更します。

本件に関する問い合わせ先

水戸地方気象台技術課 029-224-1105

